

第2回南知多町水道料金審議会 議事要旨

日 時：令和7年8月1日（金）午前10時00分～正午

場 所：南知多町役場 大会議室

出席委員：千頭会長、相川委員、石黒委員、加藤委員、辻委員、村山委員、山本（多）委員、山本（直）委員

1. 開会

- ・ 会長、建設経済部長よりあいさつ

2. 議事「料金改定率の検討」

- ・ 事務局より、資料に基づき説明

【議事内容】

前回の振り返りについて

- ・ 委員：基本料金のみ契約について、基本水量内の利用者のうち約23%が水量0 m³の利用者となっており空き家の可能性があるとのことだが、料金体系の検討にあたっては、口径別の使用水量や使用料金等、当町の水道料金に係る現状分析資料を提示してほしい。
- ・ 事務局：次回準備して提示する。

財政シミュレーション及び必要な料金水準（料金改定率）の検討について

- ・ 会長：今回、事務局より3つのパターンの財政シミュレーションが提示された。そのうち、料金改定を前提としたパターンは2つが示されているが、当該パターンの料金改定率は、ある程度の大きさの率となっている。言い換えれば20数年間料金を改定しなかったということの裏返しかもしれないが、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴したい。
- ・ 委員：10ページの投資の将来見込みについて、令和8年度と令和11年度に予定されている海底送水管の工事の財源はどのように見込んでいるのか。
- ・ 事務局：基本的に国費、県費と企業債を予定している。企業債については、水道事業で起債するが、償還時には西尾市と南知多町の一般会計から償還財源を受ける形となる。従って、当該事業については、南知多町水道事業で負担する部分はほぼないという形となる。

- **委員：** 収益的収支について、赤字になった場合にどのような影響があるかを教えてほしい。赤字であっても資金があれば、事業上は大きな問題はないのではないかとと思うが、そのあたりの事務局の考えを教えてほしい。
- **事務局：** 収益的収支が赤字になると資金を取り崩す形となるため、赤字が続けば、資金残高が減少し、災害時などの緊急工事に必要な資金が不足するリスクがある。特に大規模地震（南海トラフ地震など）のように、収入が途絶しつつ大量の緊急工事費用が必要になるケースでは、資金の確保が不可欠となるが、水道事業を休止することはできないため、いざという時のための資金を維持する必要がある。従って、毎年度の収益的収支は「黒字を維持」することが重要であると考えている。
- **委員：** 資金としては、最低限いくら確保しておくことが必要なのか、そのあたりについて教えてほしい。
- **事務局：** 災害時に収入が途絶える期間等を勘案し、事業運営に必要最低限の運転資金として給水収益の半年分を確保することを資金残高の目標として設定している。
- **委員：** 今回、料金改定の間隔について 5 年、10 年というパターンが示されているが、これは国等が示したガイドラインがあるのか。
- **事務局：** 公益社団法人日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」において、概ね 3 年～5 年を基準に設定すべきことが示されている。今回、近隣団体等も参考にして 5 年間というのをパターンの一つとして提示している。
- **委員：** 収益的収支と現金預金ではどちらを重要視すべきか？
- **事務局：** 多少収益的収支が減っていったとしても、資金で何年かは運営ができるが、健全ではない。収益的収支の動きに資金は連動していて、長期的には一致していくので、両輪を確保することが大事。他の団体でもこれらは目標として取り入れているものである。
- **委員：** 住民負担の少ない方である 5 年のパターンとすると、また 5 年後検討が必要になり、負担が増えていくのか。
- **事務局：** 全国的な流れとして、インフラ更新が必要な中で給水収益は減っていくという状況にどこも直面している。公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領においても最近の改定で、3～5 年で定期的に料金は見直すのが妥当とされた。
- **委員：** 料金改定の間隔を短期にするほど審議会に係る経費も手間もかかるため、示されている基準のうちで最も長い 5 年とするのは合理性があると考ええる。
- **委員：** 当町はこれまで長期間（約 20 年）料金改定を行わずに済んできたが、黒字なのに値上げを行うと反対意見が強まるため、実際には赤字となりそうな状況が見え始めた段階で改定を検討することが多くなる。その結果、大幅な値上げが必要になってしまう。大幅な値上げを避けるためには、5 年ごとに料金改定の検討を行うのが妥当ではないかと考える。

- **会長：**審議会を設けるのも今回が初めてということで、これまで長期間にわたって改定を検討せずにきたということが一番大きな課題といえるかもしれない。これまでの議論で、このまま料金改定をしない場合は将来的に当町の水道事業が立ちゆかないという事実があるが、これを踏まえて、料金改定が必要だということで議論を進めることで問題ないかを委員の皆様に伺いたい。
- **委員一同：**異議なし。
- **会長：**そのうえで今回、事務局から料金改定の間隔について、10年案と5年案が提示されている。公益社団法人日本水道協会からも「3～5年に1度は見直すべき」との指針も踏まえ、これまでの意見では、5年毎に改定を検討することが妥当ではないかという意見が多かったが、パターン3の5年案を採用することでよいか委員の皆様に伺いたい。
- **委員：**料金改定の間隔を3年としてパターンを追加することはできないのか。
- **事務局：**新たなシュミレーションパターンの作成はもちろん可能ではあるが、先ほど別の委員からも意見があったとおり、3年として設定してしまうと、審議会に係る経費も手間もかかるうえ、町民としても料金改定の頻度に負担感を感じる可能性もある。このあたりを勘案して、近隣団体では5年として設定している団体が多く、当町としてもこれを参考としつつ、5年経ってから検討するのではなく3年を経過した時点で、収支予測の見直しを実施して、5年を目途に改定の必要性を検討したいと考えている。
- **会長：**他に意見がなければパターン3を前提に以後の議論を進めるが如何か？
- **委員一同：**異議なし。
- **会長：**それでは、料金算定期間は5年とするパターン3（料金改定率29.0%）を前提に以後の議論を進めるものとする。

料金体系検討のながれについて

- **委員：**現状の南知多町の料金体系は一般的なのか、他団体の状況を踏まえて理解したい。その意味で近隣市町の料金体系も示してほしい。
- **事務局：**近隣市町も現在料金改定を進めている団体が増えており、どこまで情報を取れるかという問題があるが、次回審議会において可能な限りお示しできるよう努力する。
- **委員：**冒頭でもお願いしたが、口径別の使用水量や使用料金等、当町の水道料金に係る現状分析資料を次回提示してほしい。
- **事務局：**次回提示する。
- **委員：**今後は空き家が増加していくと考えられるが、空き家の中には1年以上閉栓したままのケースもあるが再度開栓すれば利用することは可能となる。そのため、たとえ使用していなくても、空き家を所有している人から基本料金のような形で一定の負担を徴収し、財源を確保することは可能なのか。

- **事務局**：今のご指摘は閉栓中でもメーターがある限りは料金を最低限はいただくという考え方かと思うが、議論の余地がある。関連して、基本水量の由来について調べたところ、昭和 42 年に策定された「水道料金算定要領」にさかのぼることができる。当時、衛生確保の観点から導入され、その後は社会状況の変化に伴い縮小・廃止の方向に変遷してきた。今回の改定にあたっては、基本水量についても再検討する必要があると考えている。
- **会長**：これまでの議論を踏まえて、次回は最適な料金体系を検討する場としたい。それにあたって、料金体系のパターンは組み合わせによって多数のパターンが出来てしまうため、それぞれのパターンがどういう根拠でどういう意図をもって当該パターンを作ったのかということを明確にしたうえで、パターン案を絞って提示してほしい。パターンが多すぎると、選択するうえで必ずしも良い判断材料を提供しているとはいえないことも多いため、極力、パターンを絞って提示いただきたい。

3. 閉会

- 次回の第 3 回は令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から、場所は役場 3 階大会議室で開催予定。

以上